

【議題5】役員選出規程・代議員選出規程改定の件【第4号議案】

審議・決議すべきこと：

代議員選出規程・代議員選出規程について、定款の定めとの齟齬を正し、冗長な表現、分かりにくい表現を改めるため、および両規程に定められていない改廃の定めを追加するための、規程変更の決議。

事由（審議・決議が必要な理由）：

2015年度候補者推薦委員会より、変更の依頼があり、2016年1月26日の理事会で審議されたが、両規程に改廃の定めがないため、社員総会にて決議を求めると同理事会で決議したため。

なお、両規程の改廃の定めについては、理事会の議を経るものとしたい。

添付資料：

- 1：代議員選出規程新旧比較表
- 2：役員選出規程新旧比較表
- 3：代議員選出規程 変更案
- 4：役員選出規程 変更案

以上

【議題5資料1】代議員選出規程 新旧比較表

現行	改定案	備考
<p>代議員選出規程（SICE-規-管-007）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 公益社団法人計測自動制御学会（以下、「本会」という）定款第5条2号から9号にもとづき、本会の代議員の選出に関して定めるもので、定款の定めが本規程に優先する。</p> <p>（選挙）</p> <p>第3条 代議員の選出を行うため、正会員による選挙を行う。選挙は定款の定めにしたがい、補欠も含めて選出する。</p> <p>2. 代議員選出選挙のための選挙事務は、選挙管理委員会が行う。</p> <p>3. 代議員選出選挙は、正会員からの立候補を基本とする。</p> <p>4. 立候補者が定数に達しない場合は、候補者推薦委員会が正会員の中から定数以上となるように選定し推薦する。</p> <p>5. 正会員による選挙の被選挙人名簿は、候補者推薦委員会が作成する。</p> <p>～</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 公益社団法人計測自動制御学会（以下、「本会」という）定款第5条2号から9号にもとづき、本会の代議員の選出に関して必要な事項を定める。</p> <p>（選挙）</p> <p>第3条 代議員の選出を行うため、正会員および名誉会員による選挙を行う。選挙は定款の定めにしたがい、補欠も含めて選出する。</p> <p>2. 代議員選出選挙のための選挙事務は、選挙管理委員会が行う。</p> <p>3. 代議員選出選挙は、正会員および名誉会員からの立候補を基本とする。</p> <p>4. 立候補者が定数に達しない場合は、候補者推薦委員会が正会員および名誉会員の中から定数以上となるように選定し推薦する。</p> <p>5. 正会員および名誉会員による選挙の被選挙人名簿は、候補者推薦委員会が作成する。</p> <p>（改廃）</p> <p>第4条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。</p>	<p>冗長な表現を改める</p> <p>定款との齟齬を改める 平易な表現に改めるため、項の順序を変更</p> <p>改廃規定を新規追加 現在規定がないため、社員総会にて決議を求める</p>

【議題5資料2】役員選出規程 新旧比較表

現行	改定案	備考
<p>役員選出規程（SICE-規-管-008）</p> <p>（目的） 第1条 公益社団法人計測自動制御学会定款第24条にもとづき、本会の理事および監事（以下、「役員」という）の選出に関して定めるもので、定款の定めが本規程に優先する。</p> <p>（選出） 第3条 役員を選出は、社員総会の決議によって行う。 2. 候補者推薦委員会規程第4条1号に定める社員総会からの指示があった場合は、候補者推薦委員会は、社員総会での選出のための候補者を正会員の中から選び社員総会に推薦する。 3. 候補者推薦委員会規程第4条2号および3号に定める社員総会からの指示があった場合は、立候補および選挙に関する事務は選挙管理委員会に依頼する。 4. 社員総会に推薦する候補者の名簿は、候補者推薦委員会が作成する。</p> <p>～</p>	<p>（目的） 第1条 公益社団法人計測自動制御学会定款第24条にもとづき、本会の理事および監事（以下、「役員」という）の選出に関して必要な事項を定める。</p> <p>（選出） 第3条 役員を選出は、社員総会の決議によって行う。 2. 社員総会に推薦する候補者の名簿は、候補者推薦委員会が作成する。 3. 候補者推薦委員会は、社員総会の指示により、候補者を正会員の中から選ぶ。 4. 社員総会の指示に、正会員から立候補を求めること、および代議員による選挙をすることが含まれている場合、立候補および選挙に関する事務は選挙管理委員会に依頼する。</p> <p>（改廃） 第4条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。</p>	<p>冗長な表現を改める</p> <p>平易な表現に改めるため、項の順序を変更</p> <p>改廃規定を新規追加 現在規定がないため、社員総会にて決議を求める</p>

【議題 5 資料 3】

公益社団法人計測自動制御学会
代議員選出規程

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2010年2月24日	制定	v1.0	旧法人理事会	公益社団法人移行認定申請に伴い制定
2016年1月26日	承認	v2.0	理事会	改廃規定の追加など
2016年2月23日	改正	v2.0	社員総会	v1.0に改廃規定が定められていないので社員総会に諮る

(目的)

第1条 公益社団法人計測自動制御学会（以下、「本会」という）定款第5条2号から9号にもとづき、本会の代議員の選出に関して必要な事項を定める。

(代議員の定数)

第2条 定款の定める範囲内で、定数を理事会で決定する。

(選挙)

- 第3条 代議員の選出を行うため、正会員および名誉会員による選挙を行う。選挙は定款の定めにしたがい、補欠も含めて選出する。
- 代議員選出選挙のための選挙事務は、選挙管理委員会が行う。
 - 代議員選出選挙は、正会員および名誉会員からの立候補を基本とする。
 - 立候補者が定数に達しない場合は、候補者推薦委員会が正会員および名誉会員の中から定数以上となるように選定し推薦する。
 - 正会員および名誉会員による選挙の被選挙人名簿は、候補者推薦委員会が作成する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

付則

- 本規程は、2010年(平成22年)2月24日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定されるが、公益社団法人計測自動制御学会の登記設立をもって施行される。
- この規程 版 v2.0 は、2016年(平成28年)2月23日から施行する。

【議題5資料4】

公益社団法人計測自動制御学会
役員選出規程

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2010年2月24日	制定	v1.0	旧法人理事会	公益社団法人移行認定申請に伴い制定
2016年1月26日	承認	v2.0	理事会	改廃規定の追加など
2016年2月23日	改正	v2.0	社員総会	v1.0に改廃規定が定められていないので社員総会に諮る

(目的)

第1条 公益社団法人計測自動制御学会定款第24条にもとづき、本会の理事および監事（以下、「役員」という）の選出に関して必要な事項を定める。

(役員の数)

第2条 定款第23条に定める範囲内で、定数を理事会で決定する。

(選出)

第3条 役員を選出は、社員総会の決議によって行う。

- 社員総会に推薦する候補者の名簿は、候補者推薦委員会が作成する。
- 候補者推薦委員会は、社員総会の指示により、候補者を正会員の中から選ぶ。
- 社員総会の指示に、正会員から立候補を求めること、および代議員による選挙をすることが含まれている場合、立候補および選挙に関する事務は選挙管理委員会に依頼する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

付則

- 本規程は、2010年(平成22年)2月24日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定されるが、公益社団法人計測自動制御学会の役員選出に関する手続きが開始される日をもって施行される。
- この規程 版v2.0は、2016年(平成28年)2月23日から施行する。